

一八世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制

— ウィーン書籍商ヴーヘラーの廃業処理を例にして —

* 上村 敏郎

はじめに

近年、ネットワークを背景にした言論活動が問題になっていく。記憶に新しいところであれば、スノーデンによるCIA諜報暴露、ウィキリークスの活動、ソーシャルメディアを通して国境を越えて広がった「アラブの春」を思い起こすことができるだろう。情報公開が権力と対峙する際に強力な武器となることは、自明のことのように思える。こうした情報公開とそれに対する統制の問題は歴史的にも繰り返されてきた問題である。本稿では、啓蒙専制期における出版（印刷メディアによる情報公開）とそれに対する権力側の統制の問題をハプスブルク君主国の書籍商の廃業処理を通じて考察したい。

一八世紀半ば、ハプスブルク君主国はプロイセンとの二度にわたる戦争で「敗北」を喫し、それをきっかけに改革の時代に突入した。マリア・テレジアとそれに続くヨーゼフ二世の時代、ハプスブルク君主国は近代化に向けて国家システム自体を大きく再構築していく。特にヨーゼフ二世が単独統治を行った一七八〇年末から一七九〇年春にかけての一〇年弱は、毎年平均約六六〇通の勅令が發布されており、^① 急激な改革が行われた。その一環として出版業に関しても大きな制度的な変更がなされている。啓蒙専制期に行なわれた出版業の規制緩和をはじめとする制度変更は、ハプスブルク君主国における出版コミュニケーションの構造を変化させ、地下出版を半ば公的領域へ浮上させたものであった。^②

アメリカの歴史家ロバート・ダーントンが唱道してきた、いわゆる「書物の歴史」は、「印刷物によるコミュニケーションの社

「会文化史」として、様々な分野で研究されてきた。^③一八世紀後半の啓蒙期には、「知識人の共和国」と呼ばれる国家の領域を越えた言論空間でのコミュニケーションが盛んになったことが知られている。「書物の歴史」はこうしたコミュニケーションを促す越境メディアの分析に精力的に取り組んできたといえよう。しかし、オーストリアにおいては、個別書籍商の研究やパンフレット研究^④、検閲制度の研究は、それなりに蓄積されてきたが、近年に至るまで体系的な研究が行なわれることもなく、「書物の歴史」は等閑視された分野であった。^⑤さらにハブスブルク君主国の書籍業の実態把握は、ドイツの書籍業研究がライプツィヒ書籍市カタログの分析に依拠するあまり、分析から除外される傾向があった。^⑥したがって、改めてハブスブルク君主国における出版コミュニケーション・ネットワークを復元する必要があるだろう。しかし、いきなりネットワークの復元に取り組むことは非常に困難である。ネットワークが形成される出版環境の把握が最初のアプローチとなる。統治者がおこなう文芸政策や経済政策は出版コミュニケーション・ネットワークの形成に多大な影響を与えていた。そこで、本稿では、ウィーンの書籍商ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーの廃業処理問題を取り上げ、実証的にハブスブルク君主国における出版と統制の問題を検討する。まずは、一八世紀後半におこなわれた出版関連法規を確認し、次にこうした出版関連法規がヴーヘラーのおこなった廃業処理にどのような影

響を与えていたかを検証し、最後にこの事例における出版と統制の問題について考察したい。

ヴーヘラーの事例を取り上げる意義は以下の三点にまとめられる。第一に、従来の研究における史料に基づく事例研究の不足を補完できることである。書籍商個人の研究はそれなりに蓄積がある分野であるが、行政当局が出版業をどのように管理していたのか、史料に基づいて分析した事例研究はほとんどない。^⑦これは史料の残存および整理状況がよくなかったためだと考えられる。本稿で事例として採り上げるヴーヘラーについてはミヒヤエル・ヴィンターによる伝記的研究がある。^⑧しかし、彼は未整理状態だったウィーン市立文書館史料を使用していないため、ヴーヘラーの蔵書目録や廃業処理の過程について十分に明らかにすることができなかった。第二の意義は、ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーという書籍商の重要性にある。彼はハブスブルク君主国の情報コミュニケーションの核の一つであった。ヴーヘラーがハブスブルク君主国の書籍商として一般的であったか特殊であったかは十分な考察が必要となるが、一七八〇年代のウィーンの書籍流通に大きな影響を与えていたことは間違いない。したがって、ヴーヘラーの事例を研究することは、ヨーゼフ期ハブスブルク君主国における情報コミュニケーションの全体像の解明に大きく貢献する。第三にヴーヘラーの廃業処理は、通常史料で実証することの難しい啓蒙専制期における書籍業廃業の貴重な事例であ

る。そこから出版者の戦略や出版業関連法が実際の取引に与えた影響、出版業に対する行政当局の管理実態を読み取ることができ

(一) 一八世紀末ハプスブルク君主国の出版関連法規

ハプスブルク君主国では、プロイセンへの対抗のために、常備軍とそれを支える財政の整備が急務となった。こうした状況を背景に貿易収支の黒字化のために、国内生産物の保護育成と外国生産物に対する関税という重商主義政策がとられることになる。ここでは書籍が貿易品目として認識され、産業化していく過程を出版業関連法規から確認する。出版に関わる法規は、参入、生産、販売流通の監視という三つに整理できる。ここでは、特に参入に関係する法規を中心に概観する。

一七五四年の規定によって、手工業と小売業は「重商主義の意図に沿って輸出に資する産業」である「通商産業」(Kommertgewerbe)と「局地的需要のために生産される」ポリツァイ産業(Polizeigewerbe)に分類されていた。通商産業は領邦政府の管轄下に、ポリツァイ産業は自治体の管轄下に置かれた¹²⁾。では、書籍業と印刷業はというと、近世のハプスブルク君主国では、これらの業種はそもそも産業というカテゴリーの中ではなく、彫刻家や画家、教師、薬剤師、助産婦、外科医などが分

類されていた「自由な技術」(freie Kunst)と見なされていた。

「自由な技術」は原則的に社団的規制の外側に置かれていた。ただし、一部の業種においては開業のために大学で設置された教育課程を修了し、資格証明書を取得する必要がある¹³⁾。書籍業と印刷業は、大学が登記の監督機関となり、彼らの人数を制限していた。一七六七年九月一八日の規定で、印刷業の振興のために世襲領の印刷業は領邦通商会議所(Landeskommertzenkongress)に從属するが、印刷や書籍のジャンル、その頒布に関しては、その土地の自治体(Polizeiamt)に從属することが定められている¹⁴⁾。この規定の意味するところは、印刷業が「自由な技術」から通商産業とポリツァイ産業の中間的な産業と見なされるようになったということであろう。一方、書籍業については一七七二年三月二十八日に一四条からなる「世襲領における書籍商のための規定」¹⁵⁾が發布され、開業資格が限定された。すなわち、開業を志すものは有資格書籍商の下で徒弟として六年あるいは七年の修行を義務づけられ、その修行期間に書籍業の知識だけでなく、ドイツ語、ラテン語、そのほかの外国語という三つの言語を習得しなければならなかった。大学がその資格審査を行い、資格を授与した。その際に一定の開業資金(ウィーンでは一万グルデン)を提示する必要がある¹⁶⁾。また、必要のない限り、書籍商の数を増やさず、新規開業の場合、領邦通商会議所の認可が必要であることが取り決められた。書籍商はあらゆる書物を販売できるだけでなく、自

分で出版したり、書籍を他の商人から仕入れたりすることもできるようにした。それと同時に資格を持たない書籍商や行商、印刷業者、製本職人は書籍取引から閉め出された。外国の書籍商は年市の期間のみ取引が許され、売れ残った商品はその他の年市で販売するか、外国に戻すか、翌年の年市まで倉庫に保管しておくかしなければならなかった。また、書籍商は自分自身の出版商品に出版特権を申請することができた。そして、書籍業は他の産業と同様に領邦通商會議所と為替裁判所に従属することが確認された。また三人以上書籍商がいる都市には同業組合が置かれることになった。この法規は書籍業の「通商産業」化を意味しただけでなく、書籍業の新規開業を困難にし、特権書籍商を保護するものであった。実際にこの法案作成に中心となつて参画したのは、有力な特権書籍商の一人ヨハン・トーマス・エドラー・フォン・トラットナーであった。トラットナーはマリア・テレジアの命で國家事業として北ドイツで出版された有名著作を翻刻出版していた。この規定はこうした特権商人による書籍業の独占を補完するものであり、未熟な書籍業の振興を目指していたこの時期の政府方針にもあつてた。

これに対して、ヨーゼフ二世は特定業者による独占状態に対して反対の立場をとつていた。すでに一七六六年の覚書で貿易に対する考え方を披露している。しかし、彼の理想は特権書籍商とラットナーと強力に結びついていたマリア・テレジアの統治下で

は実現することができなかった。単独統治を開始した一七八〇年一二月以後、ヨーゼフ二世は様々な改革を矢継ぎ早におこなつていったが、書籍業規定についても例外ではなかった。一七八二年五月三十一日の勅令で、「公衆の幸福」と「印刷業の振興」のために、国内外の書籍の自由な取引がすべての印刷業者に認められた。ヨーゼフ二世は書籍業を自由な競争にさらし、それによつて産業育成を図ろうと試みていた。一七八六年一月二七日には、大学に登記されていた書籍商および美術商並びに印刷業者は下オーストリア領邦政府に従属することが決定された。これはもはや大学が書籍商資格や営業資格を認定しないことを意味していた。さらに、すべての印刷業者に書籍取引が、すべての書籍商に印刷所の設置が認められるようになった。これは両業種の区別を撤廃することであり、ヨーゼフ二世は一七七二年の規定に基づいた書籍商の特権的地位を解消させたといえる。一七八八年、ヨーゼフ二世は「書籍販売にはチーズを売るための知識以上のものは必要ない」と書いている。彼にとつて書籍は単なる商品にすぎず、そのため、書籍業も印刷業もほかの産業と同様に自由化されなければならないと考へていた。一七八八年八月一日の勅令で書籍業と印刷業は「自由な産業と技術」と定義され、両産業におけるあらゆる規制が撤廃された。書籍行商でさえ許可されたのである。しかし、ヨーゼフ二世の死後再び、この規制緩和の方針は見直される。こうした揺り戻しの背景にフランス革命が引

き起こしたヨーロッパの君主国の動揺があつたことは想像に難くない。一七九〇年一月二〇日にすでに皇帝の死の直前に書籍の行商は禁止された²¹⁾。書籍商の人数は一七九二年にレオポルト二世の勅令によつて制限された。一八〇六年三月一八日には新たな書籍業規定が制定され、書籍商の資格が固定され、現存の書籍商をほかの商人や他国の書籍商から保護することが決められた²²⁾。

以上、本章では出版業界の規制に関する法規を概観し、ヨーゼフ二世の時代が特異な規制緩和の時代であつたことが確認できた。次章ではこうした法的状況を踏まえて、ヨーゼフ二世が行つた規制緩和の影響をウィーンの書籍業界から見てみたい。

(二) 廃業処理過程に見る

出版関連法の影響と出版者の戦略

二一・ ヴーヘラーの廃業処理過程

本章では、ヴェーヘラーの廃業処理の過程から読み取れる出版者の戦略、出版業関連法の与えた影響、出版業に対する行政当局の管理実態について、整理、考察する。具体的な検証に入る前に簡単にヴェーヘラーの廃業処理過程について確認しておく。

ゲオルク・フィリップ・ヴェーヘラーは、一七三四年帝国自由都市ロイトリンゲンでルター派の説教師の三男として生まれ、各地で商人、職人としてのキャリアを積んだ。その後、一七八〇年に

ウィーンの卸売商ヨーゼフ・シュヴァルトツライトナーの誘いを受けて、共同経営者としてウィーンに迎え入れられた。しかし、ヴェーヘラーはその三年後、シュヴァルトツライトナーと袂を分かち、卸売業の権利を獲得し、ウィーンのザイツァーホーフに自分の店舗を構えた。そこで彼はカールスルーエの書籍商クリスティアン・ゴットリーブ・シュミッターの書籍を委託販売し始めた。これが彼の書籍商としてのキャリアの始まりである。ヴェーヘラーは、その後、市場開催期間以外にも書籍を売るために、書籍業の権利を申請し続け、一七八五年にようやく書籍業の権利を獲得し、名実共に書籍商となつた。彼はプロテスタントのための宗教書を出版する一方で、廃業に至るまでヨーゼフ二世の政策を批判する書物を世に出し続ける。彼の販売網はハプスブルク君主国に大きく広がり、禁書流通に大きな役割を果たしていたと考えられる²³⁾。

ヴェーヘラーは一七八九年七月二七日にフランス啓蒙主義者ポルリアンリ・テイリ・ドルバック男爵の「良識」ドイツ語翻訳版を販売したことで逮捕された。警察は政府に対する批判文書を出版していたヴェーヘラーをすでにマークしており、逮捕の機会をうかがっていた。一七八九年八月七日から二五日にわたつて警察による取り調べが行われた。この際に焦点となつたのは、店舗および自宅搜索で発見された禁書二七点の他に、彼の所属していた秘密結社ドイツ・ユニオンとの関係であつた。警察は「この地上の

偉人および人類のあらゆる諸身分に捧ぐある計画への序論」という手稿を問題視し、ヴーヘラーの一件を刑事事件として処理するかどうかを検討していたが、ヴーヘラーがこの手稿に積極的に関わっていた明白な証拠を発見できなかったため、結局この事件は刑事裁判にはならなかった。しかし、ヴーヘラーには全ハプスブルク世襲領からの追放と一千グルデンの罰金が課せられ、ウィーンでの書籍業を廃業せざるをえなくなった。ヴーヘラー事件はハプスブルク君主国の出版管理政策にも大きな影響を与えた。同時代史を書いたフランツ・クサーファー・フリーバーは、ヴーヘラー事件を異例の捜査が行なわれたものとして描写しており、一七九〇年一月二〇日に発令された事前検閲の禁止を定めた勅令を引用し、この事件が「出版の自由」の終焉につながったことを示唆している。また、下オーストリア領邦長官ヨハン・アントン・フォン・ベルゲン伯爵は事件を受けて禁書拡散の厳罰化の徹底を訴えている。

ヴーヘラー（および彼の代理人）と政府当局は、廃業処理の期間中、絶えず交渉し続けていた。この交渉過程はヴーヘラーの交渉目的に沿って三つの時期に整理できる。すなわち、ウィーンへの帰還、有利な条件での在庫売却、オークションの実施方法の三点である。

ヴーヘラーは追放後すぐにウィーンへの一時滞在の嘆願運動を始め、一時滞在が認められた後には、滞在延長、追放取り消しを

願い出た。その経緯について簡単に確認してみよう。まずヴーヘラーは滞在していたパッサウから一七八九年一月一三日に下オーストリア領邦長官ベルゲン伯爵に宛ててウィーンへの帰還を求め、嘆願書を送っている。その中で彼は自分の不在中に自分の財産と出版商品が損害を被るのではないかという不安を語っている。しかし、状況はなかなか変わらず、さらに一ヶ月後に彼は宛名不明の嘆願書を書いている。ヴーヘラーは、この嘆願書の中で翌年の復活祭までの期限付で「古い書籍と合間に出版された書籍の広告」の許可を求めている。ここには復活祭の市で在庫を売却しようとする意図を読み取ることができるだろう。また、「この判決は罰金刑を決定し、それを追放で厳罰化した」と自分に下された判決への不満を訴えている。だが、ヨーゼフ二世在位中には帰還が許可されることはなかった。

ヨーゼフ二世が崩御し、レオポルト二世が帝位に就くと、一七九〇年七月一二日、ヴーヘラーは新皇帝に宛てて「財産と名譽、市民権と祖国の喪失」は事実上の死刑と同じものであると悲哀に満ちた言葉で綴り、ウィーンへの帰還とわずかに残る自分の不動産の売却と不動産の回収をする期間の滞在許可を求める嘆願書を綴った。レオポルト二世の私的相談役の一人であったレオポルト・アロイス・ホフマンはヴーヘラーが帰還できるように尽力した。レオポルト二世はヴーヘラーの嘆願を聞き届け、六週間の滞在を許可した。一七九一年一〇月三〇日にヴーヘラーはウィー

ンに帰還許可の報せを受け取った。しかし、彼は一貫して業務終了までの無期限滞在を訴えた。ベルゲンは皇帝に六週間しか滞在延長を認めないように助言したが、皇帝は三ヶ月の延長を認め²³た。そこで、一七九一年一月一五日、ヴーヘラーは自分に課せられていた追放処分を取り消すように求めた。もしこれが聞き届けられるなら、書籍業と出版業を完全に辞め、「一人の忠実な臣民」として生きていくと訴えた²⁴。それに対して、ベルゲンはヴーヘラーが今後も公然とあるいは秘密裏に書籍を販売するのではないかと心配していた。そのため、彼は滞在延長更新制をとるように進言している²⁵。皇帝は最終的に六ヶ月の滞在を認めることにした²⁶。しかし、後述の通り、ヴーヘラーはウィーン滞在中に警察告発をおこなない、それが原因となりそれ以後の滞在延長は認められなかった。

ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーが滞在期限満了によつてウィーンを去ると、ヴーヘラー夫人ゾフィアは、政府の店舗閉鎖の求めに応じ、書店の売却交渉を始めた。しかし、交渉はうまくいかず、ゾフィアは商業・為替裁判所によつて在庫を公開オークションで売却するように命じられた。ゾフィアは当初自宅で公開オークションをおこなおうと試みていた。しかし、この試みに対し商業・為替裁判所は三つの問題点を指摘した。一つはゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーの名の下で彼の住居を使用してオークションを行うように記載していること、二つ目は、在庫品調査

を検閲に要請していないこと、三つ目は彼女が自由に裁判所の監視無しに行おうとしていることであつた。裁判所はすでに卸売商と書籍商の権利が失効しているヴーヘラーの名前を広告の中に記載することを許可しなかつた。また、彼の在庫の中にはいくつかの禁書が混じっていたために検閲によるカタログの精査が必要だと考えており、オークションが期間を超えて行われず、カタログに記載されていない書籍の販売を防ぐためにも、裁判所によるオークションの監視が不可欠であることを強調した²⁷。

その結果、改めてヴーヘラー書店の在庫目録が作成され、そこから禁書や委託商品を除いたオークション販売目録が印刷された。最終的に公開オークションは一七九三年九月一六日、旧法律学校だつた建物で午前（九時から一二時）と午後（一五時から一八時）に一回ずつ行われた。オークションの売り上げは三二五グルデン一二クロイツァーになつた²⁸。続いて一〇月七日には売れ残つた商品が再度オークションにかけられた。こちらの売り上げは二八四グルデン九クロイツァーである。併せて三五六九グルデン二クロイツァーの売上金は、借金返済や事務経費として使用され、ほとんどヴーヘラーの元に戻ることはなかつた²⁹。以上が大まかなヴーヘラーの廃業処理の顛末である。

二二、翻刻本の取り扱いと出版権の問題

ヴーヘラーが行なつた廃業処理の過程において、重要な焦点と

なっていたのは、何よりも翻刻 (Nachdruck) の取り扱いと出版権の問題である。

ハプスブルク君主国では、マリア・テレジアが特権書籍商ヨハン・トーマス・エドラー・フォン・トラットナーに国家事業として翻刻本を出版させていたこともあり、外国の書籍に対する翻刻出版は問題にされていなかった。こうしたウィーン宮廷の態度は、ヨーゼフ二世の治世でも変わらず、一七八一年一月一三日の勅令では、国内書籍の翻刻出版禁止および外国書籍の翻刻出版許可が確認され、一七八七年一〇月一七日の勅令で印刷業者に対して他国で出版された著作の翻刻出版が許可された。「世襲領の印刷業者には、すべての他国で出版された著作、その出版権者がたとえ世襲領の臣民であったとしても、翻刻本を出版する権利を与えらる。もし自分の著作を世襲領で出版させた場合、その著作者はその時に限り翻刻本に対する保護を要求することができる」(傍線は筆者)。この法規は、ハプスブルク世襲領における出版権が世襲領で印刷された著作のみに適応されることを明確にしている。出版権が保護されるかどうかは、著者がどこに住んでいたのかではなく、その本がどこで出版されたかにかかっていた。

これを踏まえると、ヴーヘラーの出版物のほとんどは出版権を喪失していたと考えられる。というのも、ヴーヘラーの出版物は出版地を偽装しており、世襲領で出版したという証拠を残さないものがほとんどであったからだ。ヴーヘラーの廃業過程におい

て、下オーストリア商業・為替裁判所は、ヴーヘラーの代理人アントン・レッシシュに出版権の有無を確認している。レッシシュによれば、ヴーヘラーが出版権を所有していたのは三巻本の「ブランカートの医学事典」のみであった。また、こうした照会をおこなっていることから推測するに、出版権の管理は行政当局によってほとんど行なわれていなかった。したがって、出版権は自己申告によって主張されるものであった。

また、ヴーヘラーが書店の売却交渉を行なう上で出版権の同時譲渡が重要な論点になっていたことは、予約購読商品であった「経済新聞」、「フォン・ライルの世界地図」、カレンダー「寛容の使者」の引き受け問題の事例を見ると明らかである。これら予約購読商品はヴーヘラー書店の即時閉鎖を妨げるものとして議題に上がっていた。ヴーヘラーがすでに受注している予約購読者への対応という問題に対し、下オーストリア商業・為替裁判所は当初ウィーンの書籍商組合にゾフィア・ヴーヘラーと「当地の書籍商が安価でその「予約購読の」引き継ぎを承諾し、可及的速やかに合意するように要求していた。それに対して、書籍商組合は、「経済新聞」と「フォン・ライルの世界地図」に関して、「編集者」がその小売を他の書店自体に譲ることができ、この両商品はヴーヘラーの書店の即時閉鎖を妨げるものではないだろう」と意見を述べた。つまり、ヴーヘラーは委託販売をおこなっていただけであり、この二つの刊行物の出版権は編集者にあるので、容易

に予約購読が引き継がれると、書籍商組合は判断した。しかし、カレンダー「寛容の使者」に関しては、ヴーヘラーがウィーン一時滞在中に、一七九二年度版を編集したために事情が異なっていた。組合はこの刊行物に関してはヴーヘラーに出版権があると判断した。書籍商組合の見込みでは、このカレンダーにはかなりの資本がすぎ込まれており、その販売は復活祭前に終えることはできず、復活祭後によりやく地方の委託業者の売り上げとともに計算できる。仮に「寛容の使者」の当地での販売を遠方の注文とともに中止するならば、委託販売者が収入金をヴーヘラーに渡すことなく着服する可能性があるので、ヴーヘラーの夫人と罪なき子供たちのためにも四月末まで開店を認めるべしとした⁴⁷。

ウィーン書籍商組合の一七九二年三月一二日付意見書によれば、組合は所属する書籍商全員に、「どのような条件で『経済新聞』と『フォン・ライルの世界地図』と『寛容カレンダー』の小売りの引き受けを承諾するのか」を聴取した。ここでは、出版権の保証が問題となった。ヴーヘラーによって出版された商品が印刷業者ヴァイマールによって様々な手段で侵害され、翻刻出版されていたからである。ウィーンの書籍商はヴーヘラーの商品を高リスクだと考えていた。それゆえ、組合は「立法官庁による」高次の決定が行われる前に、個人がヴーヘラーの出版および委託商品の引き受けを承諾することはない」と知らせた⁴⁸。こうしたことからヴーヘラーの在庫を買い取るためには、出版権の確保

が不可欠であるという認識は書籍商の間の共通認識となっていたのではないだろうか。それだけに、ハプスブルク君主国では、出版権のない書物の翻刻出版は常態化しており、これを取り締まる手段も意志も政府は持ち合わせていなかったと考えられる。

このことを裏付ける証言は、ブルノの書籍商ヨハン・ゲオルク・ガストルからも行なわれている。ヴーヘラー書店とその在庫の買い取りを検討していたガストルは、一七九二年一月一三日にもしすべての書籍在庫を購入した場合、「様々な口実をつけて、この「買い取った」出版商品から翻刻本の出版をしたり、同じタイトルをつけて編集したりすることを誰も行なわないという権利が自分にずっと保証されるのかどうか」を商業・為替裁判所に照会している⁴⁹。もうすでに、ヴーヘラーが出版したヨーゼフ・リヒターの人気小説「ルイーゼとローゼンフェルト」は翻刻出版されていた。ガストルは他の書籍商によってヴーヘラーが所有していた売れ筋商品の翻刻本が出版されることを心配していたといえる。結局そのような出版権の保証が行なわれることもなく、ヴーヘラーとガストルの交渉は難航を極め、打ち切られている⁵⁰。

二一三 売却交渉に見る地方書籍商の出版戦略

ヴーヘラーが売却を交渉した相手には、ソフィアの言によれば、プラハの書籍商シェーンフェルト（一七九二年三月）、続いて三人の書籍商（一七九二年七月、ヘルマンシュタット、ハンガ

リー、詳細不明)とヴーヘラーの後継者に当たたる人物(ペー
ター・レーム、マルティン・ヴァインマイアー)、そして最後にプ
ルノの書籍商ヨハン・ゲオルク・ガストル(一七九二年一〇月)
が拳がつっていた。候補に拳がつた書籍商の在地は、ヴーヘラーが
築き上げていた書籍業ネットワークに組み込まれていた場所であ
り、シェンフェルトやガストルは積極的に禁書を取り扱ってい
たことで知られている。

ハプスブルク君主国の野心的書籍商にとつて、ウィーンの禁書
ネットワークの中心にあったヴーヘラー書店の持つ意味は大き
く、その購入はウィーンへの販売網を獲得できるチャンスと映っ
ていたのではないだろうか。こうした仮説を、ヨハン・ゲオル
ク・ガストルの行動は、補強しているように思える。そこでガス
トルとヴーヘラーの交渉過程をゾフィア・ヴーヘラーの証言に基
づいて検証してみよう。

ゾフィアが下オーストリア商業・為替裁判所に提出した契約書
の写しによると、書籍商ガストルは七〇〇〇グルデンでヴーヘ
ラーが所有していたウィーンにある書店と全商品在庫を現存する
検閲済みの原稿と共に現金で買い取るようになっていた。同時に
ガストルはヴーヘラーがこれまで所有し、行使する権利を持つて
いたあらゆる権利と特権を獲得したいと考えていた。当然その中
には魅力的な出版商品すなわち「寛容の使者」、^⑤「女性のためのカ
レンダー」、^⑥「経済新聞」が含まれていた。ガストルは、ヴーヘ

ラーの商品在庫をプルノだけでなく、ウィーン、プラハ、リンツ
や他の世襲領の諸都市並びに外国で小売することを希望し、商品
移送のためにウィーンの店舗を何年か維持しておく必要があると
表明している。またガストルはヴーヘラーの商品がなくても市民
による書籍業は彼の「営業権」によってウィーンだけでなく、他
の場所でも設置されうると主張した。彼の主張の根拠は、
「書籍業は当局により自由参入を宣言された職業として認められ
ていた」^⑦ことであつた。ガストルの契約目的はこのことから
明白である。彼はウィーンにおける書籍業の権利とその拠点とし
ての店舗を欲したのである。ガストルによるヴーヘラー書店
の購入の試みは、ウィーン進出を目的とした戦略的行動であつた
と推測できる。そして、この戦略的行動はヴーヘラー書店購入を
断念したあとも、彼が何度もウィーン進出を試みていることから
も裏付けられる。

ガストルはウィーンでの営業権を獲得するための論拠として
「書籍業は自由な産業である」というレトリックを用いた。つま
り、第一章で確認したヨーゼフ二世の出版関連法が地方書籍商の
拡大戦略の契機となつていたことがわかる。しかし、商業・為替
裁判所は三つの点でガストルの主張を真っ向から否定している。
第一に各書籍商は複数の都市に倉庫を所有する権利を有してい
るが、公開される市場期間しか販売を行つてはいけない。市場期
間以外は倉庫を閉鎖するか商品を他の場所で資格を有している商

人に委託するかのどちらかである。第二に書籍業はもはや自由な生業ではなく、新しい「決定」に基づいて以前の秩序に戻っていた。第三に商品在庫の売却は認められても、ヴーヘラーの書籍業資格の売却は認められない。この商業・為替裁判所の判断からは、規制緩和のヨーゼフ時代からの揺り戻しをはっきりと確認できるだろう。

(三) 行政当局による出版業の管理とその現実

ヴーヘラー事件を扱った史料を見ると、一七八九年七月から一七九一年二月頃までの文書は主に警察文書にあり、それ以後のものは裁判所管理下の会社文書にある。このことから、ヴーヘラーが禁書の頒布によって政治活動を行なっているという警察庁の見解によって公安問題であった時期は、実質的に警察庁が主体となつてヴーヘラー事件を処理し、その後の実店舗や在庫の処分などの実務の問題に関しては、商業・為替裁判所が処理に当たったことは明白である。ただし、下オーストリア商業・為替裁判所は領邦政府の下部組織であり、警察行政にも大きく関わっていた領邦長官ベルゲン伯爵を通じて、警察の影響力が商業・為替裁判所に及んでいたことは否定できない。そこで本章ではヴーヘラーと警察および商業・為替裁判所との関係という観点から廃業処理問題について検証したい。

史料を通してヴーヘラーの廃業処理問題を検討していくと、いくつか不可解な事実に遭遇する。その最たるものは、ヴーヘラーが書籍商資格を失い、ウィーンを追放された後も、しばらくの間ヴーヘラー書店が書籍を販売していたことをうかがわせる形跡があることである。一七九〇年一〇月三〇日から六ヶ月間、ヴーヘラーはウィーンへの一時滞在を認められ、書店閉鎖のための残務処理を行なうことが可能であった。しかし、一時滞在終了後、閉鎖命令が出てからも、ヴーヘラーは書物を販売していたようだ。レオポルト・アロイス・ホフマンが一七九一年一〇月三日に行なつた報告によると、ヴーヘラーは上オーストリアで新しく印刷したプロテスタント共同体のための讚美歌集を販売して回っており、またウィーンにあるヴーヘラー書店もいまだに「帝国の特権卸売商兼書籍商という看板」を出したまま開店していたようだ。「職権上、誰もこれに対してさらに異議を唱える資格がなく、「普段は彼「ヴーヘラー」に対してきわめて憤慨している警察庁もこれらすべてを黙認して」いた。

ヴーヘラーが再びウィーンを去つたあとも、廃業処理が進む中、ヴーヘラー夫人はしばしば店を開けていたようである。一七九二年七月六日に商業・為替裁判所の会議で裁判所役人マティアス・ウンデラーがヴーヘラーの店舗に関する報告を行った。それによると、書店のそでが開いているとのことであった。それを受けて、裁判所書記官フランツ・シュバンナーが七月二三日四時頃

に店舗の半分が開けられていることを確認し、ゾフィアに対して作業中でも店舗を開けないこと、また店舗を開ける際には裁判所の立ち会いの下で行うことを指示した。⁵⁵しかし、ゾフィア・ヴーヘラーはその指示に従わず、何度か立ち会いなしで店舗を開けているところを発見されている。こうしたヴーヘラー書店と警察や裁判所とのやりとりを見る限り、政府側は強制執行を行なう権力を持つていなかったことがわかる。

興味深いことに、ヴーヘラーはウィーン一時滞在中に一度警察を告発する請願を皇帝に行なっているようだ。残念ながらこのヴーヘラーの警察告発の原文を史料で確認することはできない。ヴーヘラー夫妻が漏らしていた不満とホフマンの報告やベルゲン伯爵の意見書などから確認できる限り、これが逮捕時にヴーヘラーが受けた不当捜査と刑罰に関する告発であることは間違いない。こうした司法の不正は、ヴーヘラーが出版してきたパンフレットのメインテーマであった。⁵⁶ここでヴーヘラー夫人ゾフィアの証言とヴーヘラーの告発に対するベルゲンの抗弁を確認してみたい。

ゾフィア・ヴーヘラーは、夫ゲオルク・フィリップが再びウィーンを去ったあとの一七九二年四月一日、再訪問の許可を求める嘆願書を皇帝に書いている。この嘆願書の冒頭では一七八九年に夫の身に起こった警察の審問と刑罰について不満が述べられている。

「一七八九年に署名者の夫に科された警察の捜査によれば、夫は次のように罰せられました。

一、一五週にわたる勾留で、その内一二週間、彼は六シユー平方の広さの部屋に、彼の審理以外は誰も彼と話すことが禁じられるほど厳しく投獄されていました。

二、同じ期間に、彼の書店、店舗、地下室、住居が何度も裁判所によって捜査されました。

三、数千グルデンの価値のある、発見された有害な出版物の全ての在庫が彼から取り上げられました。

四、彼は莫大な費用で取得した卸売業の資格を剥奪されました。

五、彼は一〇〇〇シュペーツイェス・ドゥカーテン (Species = Dukaten) すなわち、四五〇〇グルデンを罰金として支払いました。

六、彼はオーストリア世襲領から追放されました。⁵⁷」

ゾフィア夫人はこの六重の刑罰を自分たち家族が二万グルデン以上の損失を出す原因であり、「ぞつとするほど厳しく、例のない」ものであって、現行法に照らし合わせて司法庁によって裁かれていたならば、あり得なかつたものであると述べて、警察による不当なやり方を非難している。さらに、ヴーヘラー夫人は世襲領からの二回目の追放が「ヴーヘラーがリエージュの騒擾の支援者で参加者である」という根拠のない誹謗から行われたと主張している。⁵⁸おそらく、ヴーヘラーが警察に対しておこなったとさ

れる告発は、ここでゾフィア夫人が述べている内容と同じようなものであつただろう。次に警察側の証言を確認してみよう。

一七九一年二月二四日、ベルゲンは最高司法庁長官ザイラーン伯爵からヴーヘラーが訴えた警察不当捜査について調査と関係者の事情聴取を依頼され、これを受けレオポルト二世に宛てて報告書を書いたためである。^⑤この報告書はこの時期の警察のあり方を示す興味深い史料である。まず、ヴーヘラーの行なつた苦情に対して「一人の警察官個人に関わるものではなく、私の指導に委ねられている警察署の行為、いやそれどころか警察長官の行為に対して向けられ」^⑥たものであるとして、ベルゲン自ら抗弁することを宣言している。ベルゲンによれば、ヴーヘラーが訴えた不満は二つの問題からなつていた。すなわち、警察による捜査の不当性と刑罰の妥当性である。ベルゲンはヴーヘラーが当時禁書の頒布者として危険人物であつたことを指摘し、彼のドイツ・ユニオンの幹部としての役割を何度も強調した上で、捜査が公正なものであつたことを五つの点から説明した。一、公的な捜査によつて証拠を見つけることができないう場合、おとりを秘密裏に使用することは必要であつた。二、押収した印刷物を返還しなかつたことで損害を受けることはヴーヘラー自身の責任である。三、彼に下された罰金刑は本来ならばもつと多額なものにならなければならなかつたが、彼を完全に破滅させてしまわないように、皇帝が一括して一〇〇〇ドゥカーテンに減少させたものであつた。四、警

察署ではなく、皇帝が裁判官として刑罰を決定した。五、彼の生活を顧みて、滞在期間は可能な限り延長された。判決の公正さについては、ヴーヘラーに対する刑罰はヨーゼフ二世の判断であり、追放刑を受けるに十分な理由があつたとしている。

しかし、ベルゲンがいかに抗弁しようとも、通常の法規に照らしあわせると超法規的な措置を警察がおこなつたことは否定できない。ヴーヘラーの警察告発は、警察システムの整備に心血を注いできた政府内有力者ベルゲンにとつて警察全体に対する挑戦として捉えられている。そして、それが彼の目にははっきりと脅威に映つていた。それを裏付けるように、警察がこの告発に大きな怒りを抱いたことはホフマンの報告書にも言及されている。「最高司法庁に提出されたヴーヘラーの告発は警察庁を完全な炎の中に、おそらくまた幾分かの窮境に置いたのでした。すでに現在、すべてを放置しておかなければならず、従つてヴーヘラーが「滞在」期限経過後、彼は行きたいところに行くことができるという決定がなされました」^⑦。

こうした行政対応を見る限り、この時期に警察が書籍業・出版業を完全に管理下に置くことは不可能であり、ヴーヘラーへの対応に苦慮していたことが推察できる。その背景にヴーヘラーが警察に対する告発を印刷物で流布することに対する恐れがあつたようにも思えるが、これに関する検証は今後の課題としたい。

おわりに

本稿では、ウィーン市立文書館の商業・為替裁判所文書内の会社文書およびオーストリア国立文書館の警察文書に基づき、ウィラーの書店廃業の経緯を明らかにし、その過程から出版関連法の影響力、書籍商の出版戦略や行政当局による管理方法を考察した。ヨーゼフ期に行なわれた出版業に対する規制緩和はウィーン並びに地方都市の書籍商の投機意欲を刺激し、彼らの事業拡大を促進していた。しかし、マリア・テレジア期から続く翻刻出版を許容する態度は、国内の書籍商の出版権をも脅かし、結果的に出版商品の価値低減につながっていた。ヨーゼフ二世の出版政策が出版業にもたらした画期的影響は明らかである。すなわち、匿名のパンフレット出版や翻刻出版を増加させる一方で、出版権の侵害を黙認したことで、(合法的な)出版業の持続的な発展の障害となった。したがって、ハプスブルク君主国における投機的な非合法出版の隆盛は必然であった。これは経済的な側面だけでなく、君主制の権力基盤を揺るがす政治的な側面を持ち合わせていた。今回取り扱った出版制度の問題は、「出版の自由の拡大」を謳っていたヨーゼフ期の検閲法と併せて、啓蒙専制期における禁書流通と書籍商ネットワークの広がりを考えていく土台となる。今後の課題として、こうした事例研究を積み上げていくことで、一八世紀末の出版流通構造を明らかにしていくとともに、実際に

何が流通していたのかにも配慮して、啓蒙専制期の情報コミュニケーションを立体的に解明していく必要がある。

※本研究の一部は科学研究費二四二〇三三六の助成を受けたものです。

註

- (1) P. G. M. Dickson, "Monarchy and Bureaucracy in Late Eighteenth Century Austria" in: *The English Historical Review*, Vol. 110, No. 436 (1995), pp. 323-367, here 352.
- (2) 各領邦の出版政策は出版流通網に多大な影響を与え、国家的な書籍市場の地勢図に変化をもたらし、Christine Haug, *Einführung Topographie des hierarchischen Untergrunds im Europa des 18. Jahrhunderts: Produktion, Distribution und Konsumtion von „verbotenen Lesestoffen"*, in: Christine Haug, Franziska Mayer, Winfried Schröder (Hrsg.), *Gehemliteratur und Geheimbuchhandel in Europa im 18. Jahrhundert* (Wiesbaden 2011), 9-47.
- (3) Robert Darnton, "What Is the History of Books?" in: *Daedalus* Vol. 111, No. 3 (1982), pp. 65-83, here 65. ダーントンがいう母物の歴史に関しては次の文献も参考になる。ロバート・ダーントン(近藤朱蔵訳)『禁じられたテキスト：革命前のフランス人は何を読んでいたか』新曜社、二〇〇五。
- (4) たとえば、次のような文献がある。Ursula Giese, "Johann Thomas Edler von Trattner: seine Bedeutung als Buchdrucker, Buchhändler und Herausgeber" in: *Archiv für sächsische des Buchwesens*, Bd. 3 (1961), 1013-1453; Herbert Zeman, "Der Drucker-Verleger Joseph Ritter von Kurzböck und seine Bedeutung für die

österreichische Literatur des 18. Jahrhunderts" in: Herbert Zeman (Hrsg.), *Die österreichische Literatur. Ihr Profil an der Wende vom 18. zum 19. Jahrhundert (1750-1830)*, (Graz 1979), 143-178; Ursula Kohlmair, *Der Verlag Christoph Peter Rehm (1785-1821)*, Diplomarbeit (Wien 1997).

- (5) 特筆の文献が重要である。Leslie Bodi, *Zanwetter in Wien. Zur Prosa der österreichischen Aufklärung 1781-1795*, 2. erweiterte Auflage, (Wien / Köln / Weimar 1995); Ernst Wagensmann, *Der Waffens der Publizität. Zum Funktionswandel der politischen Literatur unter Joseph II.* (Wien / München 2004). また、日本での時期のパンフレットを扱った研究には山之内克子の語録文、山之内克子「啓蒙期ウィーンの「都市描写」—ヨハン・ヘンデル「ウィーンのスケッチ」を中心に—」『神戸外大論叢』五三(三)、二〇〇〇年、一七—四七頁。同「一八世紀末ウィーンにおける文芸と出版—マロイス・ブルマウナー「オーストリアの啓蒙と文学をめぐって」をめぐって」『雑誌—「外国学研究」五三、二〇〇二年、六一—九二頁。同「ウィーンとベルリン：「啓蒙」をめぐって—ヨハン・フリーヤル「ウィーンからの手紙」とその反響文芸をめぐって』『神戸外大論叢』五四(一)、二〇〇三年、九—二四頁。および拙稿「モーゼ二世期におけるウィーン・パンフレット作家の政治的挑戦—ヨーゼフ・リヒター「なぜ皇帝ヨーゼフは民に愛されなかつたのか。」を中心に—」『東欧史研究』二七号、二〇〇五年、四六—六六頁がある。
- (6) 代表的なものとして、以下の文献がある。Hermann Grau, *Die Zensur unter Joseph II.* (Straßburg i. E. / Leipzig 1911); Oskar Sashegri, *Zensur und Geistesfreiheit unter Joseph II.* Beitrag zur Kulturgeschichte der Habsburgischen Länder, (Budapest 1958); Grete Klingenstein, *Staatsverwaltung und kirchliche Autorität im 18. Jahrhundert. Das Problem der Zensur in der thesaurischen Reform.* (Wien 1970).
- (7) オーストリアにおける出版物の歴史の述べた問題については次の文

献を参照のこと。Johannes Frimmel, "History of Books" in: Thomas Waling, Johannes Frimmel, Werner Telesko (Eds.), *18th Century Studies in Austria 1945-2010*, (Bochum 2011) pp.227-244. また、これらハプスブルク君主国「特にオーストリアにおける」出版物はほとんど日本で紹介されることもなかった。

- (8) ウィーンの書籍商は一時期、翻刻本をめぐる問題でライプツィヒ書籍市から閉め出されており、書籍市カタログの分析では全体像を把握することはできない。またライプツィヒを通じた商取引の可能性も大いにあるため、ハプスブルク君主国における書籍流通の実態は改めて明らかにしていく必要があるだろう。
- (9) この分野において図書館史料に基づく事例研究が不足していることは、ミヒャエル・ヴェーガーバウアーによっても指摘されている。Michael Wögerbauer, "... folglich ich keines Weges einem meiner Mit-Collegen nachtreibe bin ... *Die Deregulierung des habsburgischen Buchhandels unter Joseph II. am Beispiel des Prager Buchdruckers J. N. F. von Schönfeld" in: *Internationales Archiv für Sozialgeschichte der deutschen Literatur* 34 (2) 46-72, hier 48.
- (10) Michael Winter, *Georg Philipp Wächter. Großhändler und Verleger* (Frankfurt am Main 1982).
- (11) 拙稿「一八世紀末ウィーンの出版文化—ゲオルク・フィリップ・ヤービエラーの出版活動を例にして—」『史料』五七号、二〇〇八年、三二—五六頁を参照のこと。
- (12) Gustav Otruba, "Die Wirtschaftspolitik Maria Theresias und Josephs II." in: Herbert Maris (Hrsg.), *Von der Glückseligkeit des Staates: Staat, Wirtschaft und Gesellschaft in Österreich im Zeitalter des aufklärten Absolutismus*, (Berlin 1981) 77-103, hier 88.
- (13) Otruba, 90; Norbert Bachleitner, Franz M. Ertl, Ernst Fischer, *Geschichte des Buchhandels in Österreich* (Wiesbaden 2000) 55.
- (14) Joseph Kropatschek (Hrsg.), *Sammlung aller k. k. Verordnungen*

und Gesetze vom Jahre 1740 bis 1780, die unter der Regierung des Kaisers Josephs des II. theils noch ganz bestehen, theils zum Theile abgeändert sind, als ein Hilfs- und Ergänzungsbuch zu dem Handbuche aller Ueher der Regierung des Kaisers Joseph des II. für die Erbländer ergangenen Verordnungen und Gesetze in einer chronologischen Ordnung. 5. Band. (Wien 1786) Nro. 954. 210.

- (15) この規定は次の文獻に収録されている。[Kropatschek (Hrsg.)], *Sammlung aller k. k. Verordnungen und Gesetze vom Jahre 1740 bis 1780*. 6. Band. (Wien 1786) Nro. 1385. 454-459.

(16) ヨーゼフは貿易について以下のように書き記している。「國家の版圖と富のために多大に寄与する人口の次には貿易が続いている。労働者、とりわけ領邦の原料部門および生産物で働く人々の活動によつて、統治者は自分のお金が國から失われるのを防げるだけでなく、それどころかお金を外國から引き寄せられる。貿易を促進するのはお金だけではない。統治者の目配り、統治者自身による監督あるいは少なくとも信頼されている大臣による監督、迅速に機能する司法、素明らしいポリツァイ規定、商人の育成と保護ならびに報價、交易面の雜事からの解放、言うまでもなく特權の廃止、とりわけある特定の商品に対する特權や独占の廃止、これらすべてが効果的でないわけのない治療薬である」。Denschrift Josephs II. von 1766 in: Harm Kluehing (Hrsg.), *Der Josephismus*, 96.

- (17) Kropatschek (Hrsg.), *Handbuch*, 1. Band, 548.

- (18) Kropatschek (Hrsg.), *Handbuch*, 10. Band, 645.

(19) 「このように、この簡単な「法的」を外し、その何倍もの労苦や不満、強制へと行き着くのか、自分の権威を有効なものにして、自分の後援を分配できるように多くの仕事をすることを業務責任者が個人的に希望しているのではない限り、理解できない。書籍印刷業は自由でなければならないし、店舗の中の書籍取引も行商での書籍取引も同様だ。入会資格を買われる産業はすべて廃止され、数え

一定にはとれない。活字、色、紙、印刷機を用意するものは、ストックを繰りかへて印刷することができ、印刷された書籍をつくり、用意するものは、それを販売するつもりである。けれども、すべてものは公的なポリツァイ法を檢閲法に正確に従属しなければならぬ。政府係官は書店を開くことに考えているものに關榮すべき資格認証や教養の試験を要求しているが、これは本当にはかけている。読書から本當の利益を引き出すためには、多くの頭腦の持ち主が必要であるが、読書が彼らに本當に利をなすとしても、彼らは読書に耐えぬけないだろう。書籍販売には、チースを売るための知識以上のものは必要ない。たゞしい、公衆の要求を値段で引きつけ、利用するような需要の多い書物の種類あるいはチースの種類を誰でも即座に調達するはずである」。Archiv des Reichs-Finanzministeriums, Niederösterreichische Commers-Concessaten von 1751 bis 1800. Fasc. Nr. 100. - Registratur der

- niederösterreichischen Statthalterei, Fasc. A, 16 Nr. 38294 de anno 1788 zitiert in: Junker, *Zum Buchwesen in Österreich*, 128.
- (20) Kropatschek (Hrsg.), *Handbuch*, 15. Band, 883.
- (21) Vgl. Carl Junker, „Korporation der Wiener Buch-, Kunst- und Musikalienhändler 1807-1907“. Festschrift zur Feier des Hundertjährigen Bestehens der Korporation am 2. Juni 1907“, in: Murray G. Hall (Hrsg.), *Carl Junker Zum Buchwesen in Österreich Gesamelte Schriften (1896-1927)* (Wien 2001), 62-103, hier 65, 94.

- (22) Junker, „Korporation“, 95-98.

(23) このあたりの経緯は以下の文獻を参照のこと。Michael Winter, Georg Philipp Wucherer (Frankfurt am Main 1992); 前掲拙著「十八世紀ウィーンの出版文化—ケオルク・フィリップ・ワーヒェラー「ワーヘラー」の出版活動を例にして—」【史境】五七号、三七一—五六頁。

- (24) 同右抽稿「一八世紀ウィーンの出版文化」を参照のこと。
- (25) Franz Xaver Huber, *Geschichte Josephs II. römischen Kaisers, Königs von Hungarn und Böheim u., Zweiter Abschnitt* (Wien 1790) 229f.
- (26) Österreichisches Staatsarchiv (ÖStA), Allgemeines Verwaltungsarchiv (AVA), Inneres Polizei Pergen Akten 8 5, Heft 7, fol.144r-64v.
- (27) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 21, fol.89v-90v. 「私の家族に浴びせられた罵倒の他に、今や知らない人々に完全に委ねられなければならない私の財産が、そこから私が完全に離れていることで、多大なる危険にあるように、その大部分が何の救済もなく失われ、私を完全ではないにせよ物乞いの杖へと近づけてしまおうことを閣下が知らないはずはないでしょう。私がまだ所有しているものを完全に私に失わせ、極悪非道の悪人しか犯すことのできないような恥すべき行いをなすりつけ、散布するために、不法な利益をめぐって、いかに多くの策略を私の敵が、特に一部の書籍商が用いているのか、代理人諸氏は私の判決が周知されて以来目撃者でありました。それどころか、何人かはすでに四つ折り版カレンダーの寛容の使者、経済新聞などが特に優れたものとして含まれる私の最高の出版商品をわがものにしてと申し出ています。あるものは実際に、私の印刷所の購入者に、彼が購入物を再び返却し、私を私の書物が素材を入手に渡さざるをえないほどの最安値を強いられることが避けられない事態に置くならば、一〇〇グルテン提供させていただきました。私がすべてを倉庫の売却を私にもたらすことになると思われる方法で卸売業とわたしから私の最高の商品を違法に奪い取られることが許されるなら、私は完全に私の書籍在庫をいつか他の人に売却できる立場になく、最終的に、そのようなものを完全に紙くずとして人手に渡すことを強いられることになるでしょう。それによって私は明らかに私の子供たちとともに物乞いにならなくてはなりません」。
- (28) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 9, fol.66r-67v. ヴァインターは、この請願を下オーストリア領邦長官マクシミリアン・ザウアー・フォン・ウント・ツァンケンシュタイン伯爵 Wenzel Graf Sauer von und zu Ankenstein に宛てたものと断定している。 Winter, *Georg Philipp Bucherer*, 71f. しかし「これは誤りであろう。彼が根拠にしているのは、一七九一年六月一六日「ヴァインターは一八日としてゐるがこれは二六日の読み間違いであろう」にレオポルト二世に提出されたマロイス・レオポルト・ホフマンの報告書であり、そこにヴァーヘラーに関する記述があるが、論拠になるような箇所はない。おそらく、ヴァインターは別のホフマンの報告書と取違ひをしている。ヴァーヘラーに関してザウアー伯爵が登場するのは、一七九一年五月三〇日と九月一〇日の報告書であり、確かにそこからヴァーヘラーがザウアー伯爵に何度もウィーンへの滞在延長を働きかけていることがわかる。しかし、問題は、この請願が書かれた時期が一七八九年二月二〇日であるということだ。ザウアー伯爵が下オーストリアの領邦長官となるのは、一七九一年であり、彼は一七九〇年八月間でティロールの総督であった。ゆえにこの請願がザウアー伯爵宛である可能性はほばないだろう。仮に下オーストリア領邦長官宛だと考えると、ヘルゲン伯爵がその代理を務めていたアウグスト・フォン・アウエルスベルク伯爵である可能性が高いだろう。」
- (29) *Ibid.*
- (30) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 15, fol.74r-76r.
- (31) ÖStA HHSIA, Vertrauliche Akten 38 (alt 58), fol.136r.
- (32) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 18, fol.80r-81v.
- (33) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 23, fol.95r-96r.
- (34) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 24, fol.97r-98v.
- (35) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 25, fol.99r-99v.
- (36) WSLA, FA, 1 Reihe w38, Nachträgliche Äußerung des k. k. n. ö. Merkanth- und Wechselgericht von 30. 8. 1792.
- (37) WSLA, FA, 1 Reihe w38, Relation der untermelde gerichtl. verordneten Lizitationskommissarien vom 23. 9. 1793.

- (83) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Relation der untermelde gerichtl. verordneten Lizitationskommissionen vom 10. 10. 1793.
- (82) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Bericht des k. k. n. oe. Merkanth- und Wechselgerichts vom 15. 7. 1796.
- (81) Bachleitner et al. *Geschichte des Buchhandels*, 107.
- (80) Kropatschek, Bd. 1. 542f.
- (79) Kropatschek, Bd. 13. 545f
- (78) トーケラーの代理人ノットは田版紙の特定の困難を以て印刷せしむ。[たすむの器版紙は田版紙をなすも其を他人の名称に偽るべし。] [トケラーの] 本邦の田版紙は悉くトケラーのモノに代はるべし。] WSLA, FA, 1 Reihe w38. Relation des Gerichtkanzleisten Franz Spanners vom 30. 8. 1793.
- (77) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Abgeforderte Äußerung des Imbemeid Georg Philipp Wuchererschen Bewollmächtigten vom 27. 7. 1793.
- (76) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung von Anton Resch vom 27. 7. 1793. ノットは回及した「トケラーの『圖書叢書』はトケラーの印刷せしむるべき三巻本に出版せられたるべし。°
Allgemeine deutsche Bibliothek, 90. Bd. 1. St. (Berlin 1789) 107.
Allgemeine Literatur Zeitung vom Jahre 1788, 4. Bd. Num. 267, (Jena 1788) 380-382.
- (75) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Dekret an das privilegierte Buchhandlungsgremium vom 4. 1. 1792.
- (74) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung des priv. Buchhandlungsgremiums vom 12. 1. 1792.
- (73) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung des priv. Buchhandlungsgremiums vom 12. 3. 1792.
- (72) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung von Johann Georg Gastl vom 13. 12. 1792.
- (71) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung von Johann Georg Gastl vom 5. 1. 1793.
- (70) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Kauf- und Verkaufscontract zwischen den Wucherer und Gastl vom 10. 10. 1792.
- (69) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung von Johann Georg Gastl vom 10. 11. 1792.
- (68) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Bericht von Amtswegen des k. k. n. oe. Merkanth- und Wechselgerichts an k. k. n. oe. Landesregierung vom 12. 11. 1792.
- (67) ÖSA HHSIA, Vertrauliche Akten 38 (alt 58), Bericht an Kaiser Leopold II. vom 3. 10. 1791. fol.290v-291r.
- (66) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Relation des Franz Spanner vom 2. 8. 1792.
- (65) トーケラーが出版した代表的な田版紙に被控訴人ノットは印刷せしむるべし。° [Franz Xaver Karl Gewey], *Beweis, daß Zahlen als ein Opfer der Unwissenheit seiner Richter und durch Gewalt des Stärken hingerrichtet worden ist.* (Wien! 1786); [Johan Jakob Fezer?], *Freywillige Bemerkungen über das Verbrechen und die Strafe des Card-Obstulienantl Szekely*, (Wien 1786).
- (64) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Bittschrift von Sophia Wucherer an Kaiser Leopold II. vom 10. 4. 1792.
- (63) *Ibid.* しかるに、筆者の予想では、夫人の主張とは真腹にウーベラーはオーストリア領ネーデルラントの不満を抱く人々に向けた煽動的な書籍の流通に關わつていた。ウーベラーが關わつたという確証はなからが、実際、彼の出版した有名なパンフレット「なや皇帝ヨーゼフ市民に宛れられたるか。」はフランス語に翻訳され、フランス語圏でも販売せられた。Anonymous, *Panqueti L'Empereur Joseph II n'est-il point aimé de son peuple, premiere partie* : *Das meyners qu'il devroit employer pour regagner l'affection de son Peuple.* (Vienne 1787). 果た、このパンフレットはフランス革命を促進したというホー伯爵の手で翻訳紹介せられた。° Honoré-Gabriel de Riquetti de

Mirabeau, *De la Monarchie Prussienne, sous Frédéric le Grand: Avec un Appendice Contenant des Recherches sur la situation actuelle des principales Contrées de L'Allemagne. Tome Septième.* (London 1788) 241-262.

(㊟) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 26, fol.100r-109v.

(㊟) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 26, fol.100r.

(㊟) ÖStA HHStA, Vertrauliche Akten 38 (alt 58), Bericht an Kaiser Leopold II. vom 26. 5. 1791, fol.136r.